表の（項）母子家庭等対策費の項の次に次のように加える。

（項）子ども・子育て支援対策費	道府県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理
（目）子ども・子育て支援推進事業費補助金（子ども・子育て支援推進調査研究事業を除く。）（市町村（特別区を含む。）に係るものに限る。）	東京都	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 四　法第八条の規定による決定の通知 五　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 六　法第十二条の規定による状況報告の受理 七　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 八　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 九　法第十四条の規定による実績報告の受理 十　法第十五条の規定による補助金等の額の確定に係る通知 十一　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十二　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知

	東京都	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 四　法第八条の規定による決定の通知 五　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 六　法第十二条の規定による状況報告の受理 七　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 八　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 九　法第十四条の規定による実績報告の受理 十　法第十五条の規定による補助金等の額の確定に係る通知 十一　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十二　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理 十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六　法第二十三条第一項の規定による立入検査等
（項）母子家庭等対策費	東京都	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 四　法第八条の規定による決定の通知 五　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 六　法第十二条の規定による状況報告の受理 七　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知